

救急医療施設整備要領

第1 目的

国で定める救急医療対策事業実施要綱により、地域の救急医療体制を体系的に整備し、救急患者の医療を確保するために行う救命救急センター（第三次保健医療福祉圏ごと）、病院群輪番制病院及び小児救急医療支援事業（第二次保健医療福祉圏ごと）並びに休日夜間急患センター（第一次保健医療福祉圏ごと。以下これらを「救急医療施設」と総称する。）の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 整備について

知事は、次により保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）が救急医療施設の選定を行った場合又は事業者からの実施計画の提出があった場合は、審査の上、整備の可否を決定し、連携推進会議及び事業者に通知するものとする。

1 救命救急センター

ア 20床以上の専用病床を整備運営するもの

救命救急センターの選定を行った連携推進会議は、病院の所在する第三次保健医療福祉圏内の他の連携推進会議の同意（別記第2号様式）を受け、事業計画書を添えて知事に選定書（別記第1号様式）を提出するものとする。

知事から整備運営の要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

イ 10床以上20床未満の専用病床を整備運営するもの

救命救急センターの選定を行った連携推進会議は、事業計画書を添えて知事に選定書（別記第1号様式）を提出するものとする。

知事から整備運営の要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

ウ ドクターヘリ等の特殊な救急医療設備又は救急医養成・派遣等の特殊な機能を有し（以下「特殊機能」という。）、10床以上の専用病床を整備運営するもの

救命救急センターを新たに整備運営しようとする事業者（病院の開設者）は、事業計画書を知事に提出するものとする。

知事は、救命救急センターの整備運営について、病院の所在する第三次保健医療福祉圏内のすべての連携推進会議から意見聴取を行うものとする。

知事から整備運営の要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

2 病院群輪番制病院又は小児救急医療支援事業

病院群輪番制病院又は小児救急医療支援事業を新たに実施しようとする事業者（市町村）は、実施計画提出通知書（別記第4号様式）に事業計画書を添えて知事に提出するものとする。

ただし、あらかじめ参加予定病院の所在する第二次保健医療福祉圏内の連携推進会議

の計画承認（別記第5号様式）を受けるものとする。

3 休日夜間急患センター

休日夜間急患センターの整備を行おうとする場合は、事業者（市町村）が事業計画書を添えて知事に実施計画の提出を行うものとする。

第3 整備内容の変更

知事は、次により連携推進会議又は事業者から救命救急センターの専用病床数の変更に関する申請があった場合は、審査の上、整備内容の変更の可否を決定し、連携推進会議及び事業者に通知するものとする。

1 20床以上の専用病床を整備運営しているもの

第2の1のアの規定により救命救急センターの選定を行った連携推進会議は、当該救命救急センターの専用病床数を変更しようとする場合、病院の所在する第三次保健医療福祉圏内の他の連携推進会議の同意（別記第10号様式）を受け、事業計画書を添えて知事に変更計画書（別記第9号様式）を提出するものとする。

知事から整備内容の変更要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。

2 10床以上20床未満の専用病床を整備運営しているもの

第2の1のイの規定により救命救急センターの選定を行った連携推進会議は、当該救命救急センターの専用病床数を変更しようとする場合、病院の所在する第三次保健医療福祉圏内の他の連携推進会議の同意（別記第10号様式）を受け（20床以上の場合に限る。）、事業計画書を添えて知事に変更計画書（別記第9号様式）を提出するものとする。

知事から整備内容の変更要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。

3 ドクターヘリ等の特殊な救急医療設備又は救急医養成・派遣等の特殊な機能を有し、10床以上の専用病床を整備運営しているもの

第2の1のウの規定により専用病床を整備運営する事業者（病院の開設者）は、専用病床数を変更しようとする場合、事業計画書を添えて知事に変更計画書（別記第9-2号様式）を提出するものとする。

知事は、救命救急センターの病床数変更について、病院の所在する第三次保健医療福祉圏内のすべての連携推進会議から意見聴取を行うものとする。

知事から整備運営の変更要請を受けた病院の開設者は、承諾書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。

第4 北海道総合保健医療協議会からの意見聴取等

知事は、救命救急センターの整備及び整備内容の変更に関し、北海道総合保健医療協議会（以下「総医協」という。）の意見を聴いた上で、整備の可否を決定する。

第5 その他

- 1 総合振興局又は振興局（保健所）は、救急医療施設の整備に関し、第2及び第3の手続の前に、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課と事前協議を行うものとする。
- 2 救急医療施設の整備については、この要領に定めるところによるほか、「北海道医療計画」の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日より施行する。

